

緊急治山対策（公共）

【18,442百万円】

対策のポイント

- ・東日本大震災により発生した山腹崩壊地等における復旧整備、被災した海岸防災林の復旧・再生を推進します。
- ・東海・東南海地震等により再度災害が発生するおそれが高い崩壊地等における復旧整備や津波等に備えた海岸防災林の防潮堤等の整備を推進します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災では、海岸部の保安林に甚大かつ広域に及ぶ被害が発生するとともに、山間地でも山腹崩壊等の被害が多数発生しました。
- ・東海、東南海地震等が高い確率で発生すると想定される中で津波や山地災害に対する住民の不安が高まっており、緊急的に対応する必要がある崩壊地の復旧対策等が急務となっています。

政策目標

緊急的な治山対策による被災地及び東海・東南海地震等により災害発生のおそれが高い地域の災害防止

<主な内容>

1. 緊急復旧治山、海岸防災林復旧・再生対策（被災地対策）

東日本大震災で発生した山腹崩壊地等における復旧整備や被災した海岸防災林の復旧・再生を実施します。

2. 緊急復旧治山、海岸防災林機能強化対策（全国防災対策）

東海・東南海地震等により、災害の危険性が高く地域住民の不安が高まっている地域など、緊急的に対応する必要がある崩壊地等の集中的な復旧整備、津波等に備えた海岸防災林の防潮堤等の整備を実施します。

復旧治山事業	11,227百万円	
防災林造成事業	1,923百万円	
民有林直轄治山事業	1,199百万円	等
国費率：10／10、2／3、1／2等		
事業実施主体：国、都道府県		

（※海岸防災林の整備は、防災林造成事業及び民有林直轄治山事業に含まれる。）

[お問い合わせ先：林野庁治山課（03-6744-2308（直））]